

意見広告

I 国会活動の正統性の無い 違憲状態議員:

違憲状態の選挙で当選した国会議員(=違憲状態議員)は、そもそも、憲法前文・第一文・前段(=「日本国民は、正当に」

選挙された国会における代表者を通じて行動し、……)の中の、「正当に選挙された国会における代表者」に該当しないので、【国会活動の正統性の無い議員】でしかない。

5最高裁判事(① 櫻井龍子; ② 金築誠志(注1); ③ 岡部喜代子; ④ 山浦善樹; ⑤ 山崎敏充の5判事)も、2014年11月最高

裁大法廷判決の中で、補足意見として、要旨「違憲状態の選挙で当選した国会議員は、国会活動の正統性が無い。」旨判断しておられる。(注1)2015年3月に定年退官された。

II 狂気の沙汰:

1 国会活動をする正統性の無い議員(=違憲状態議員)が、 安保法を立法するなど、狂気の沙汰である。

2 安全保障関連法(安保法)・反対論者は、『安保法は、違憲。よって、反対』と主張している。➔

3 しかしながら、この反対論者は、樹木の根が腐っていること(=【違憲状態議員は、そもそも、国会活動の正統性が無い➔

こと])を言わずして、枝が腐っていること(=【集团的自衛権関連法が、違憲であること】)を言い募っているだけである。

4 この反対論者は、

安保法・一発撃沈の議論 =【違憲状態議員は、国会活動をする正統性が無い】との議論

を見落としている。

III 腹の底から理解するか否か:

1 憲法学者は、『【国会活動をする正統性の無い違憲状態議員が、今毎日、平然と国会活動をしている現状】は、異常である』とは、**腹の底からは**、気づいていない。

2 最高裁判事(全15名)の過半数の判事も、『【国会活動をする正統性の無い違憲状態議員が、今毎日、平然と国会活動をしている現状】は、異常である』とは、**腹の底からは**、気づいておられないようである。

3 『【国会活動をする正統性の無い違憲状態議員が、今毎日、平然と国会活動をしている現状】は、天と地がひっくり返る程の異常である』と**腹の底から理解する**のと、これを、➔

頭で理解するのとでは、

- ① 【身の毛がよだつような違和感】を感じるか、
- ② 【違和感・零】か の【差】がある。

IV 世論:

1 (1) 【国会活動の正統性の無い、違憲状態議員】が、安保法を衆院で可決した事実は、**狂気の沙汰**である。

(2) 物事を合理的に考えられる人(小学5年生を含む)である限り、100人中100人、

「国会活動の正統性の無い議員が、【国会活動(安保法の立法を含む)をすること】など、許せない!」

と腹の底から**ストン**と納得するであろう。

(3) なぜならば、**国会活動の正統性の無い議員が、国会活動**➔

(立法も含む)をしてもよい、と考える人が、この世にいるとは、およそ考え難いからである。

2 文責者は、『上記I記載の4最高裁判事(① 櫻井龍子; ② 岡部喜代子; ③ 山浦善樹; ④ 山崎敏充の4判事)は、上記1に示した理由により、【2014年12月の衆院選(小選挙区)は、違憲】と判断されるであろう』と予測する。以上

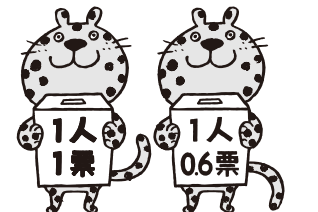
文責者・弁護士 升永英俊 / 弁護士 久保利英明 日比谷パーク法律事務所 代表 / 弁護士 伊藤真 伊藤塾 塾長

あなたの1票の価値が0.何票分かチェック
してきましょう。http://www.ippyo.org/



一人一票 検索

お問い合わせ ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221
合わせ EmailとFaxのみで受付けております。
連絡先: 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6



一人一票実現国民会議